

# 武蔵野市地域防災計画

## 本冊

### 目次

#### 震災編

#### 第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて

震-1

##### 第1章 計画の方針

震-2

第1節 計画の目的及び前提

震-2

第2節 計画の構成

震-2

第3節 計画の習熟

震-4

第4節 計画の修正

震-4

##### 第2章 武蔵野市の現状と被害想定

震-5

第1節 武蔵野市の自然的・社会的条件

震-5

第2節 被害想定

震-10

第3節 地震に関する調査研究

震-18

##### 第3章 計画の概要等

震-19

第1節 計画修正の概要

震-19

第2節 修正の視点

震-19

第3節 計画の全体像

震-21

第4節 施策相互の連携関連イメージ図

震-23

##### 第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

震-25

#### 第2部 責務と体制

震-36

##### 第1章 市等の基本的責務と役割

震-37

第1節 基本理念及び基本的責務

震-37

第2節 市・都及び防災機関の役割

震-39

##### 第2章 初動態勢・応急対応体制

震-47

第1節 武蔵野市災害対策本部の組織・運営

震-47

第2節 初動及び職員の活動態勢

震-54

第3節 防災会議の招集

震-70

第4節 防災関係機関の活動態勢

震-71

#### 第3部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

震-72

##### 第1章 市民と地域の防災力向上

震-77

本章における対策の基本的考え方

震-77

対策の全体像

震-78

予防対策

震-81

第1節 市民による自助の備え

震-82

第2節 地域による共助の推進

震-98

第3節 消防団による活動体制の充実

震-104

第4節 事業所防災体制の強化

震-105

第5節 ボランティアとの協働・連携

震-106

第6節 市民・行政・事業所等の連携

震-110

応急対策	震-112
第1節 自助による応急対策の実施	震-112
第2節 市民による救出・救助活動	震-115
第3節 消防団による救出・救助活動	震-115
第4節 事業所による救出・救助活動	震-116
第5節 ボランティア等との協働・連携	震-116
<b>第2章 安全な都市づくりの実現</b>	<b>震-119</b>
本章における対策の基本的考え方	震-119
対策の全体像	震-120
予防対策	震-123
第1節 安全に暮らせる都市づくり	震-123
第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進	震-135
第3節 長周期地震動への対策の強化	震-142
第4節 出火、延焼等の防止	震-143
応急対策	震-152
第1節 消火・救助・救急活動	震-152
第2節 河川施設等の応急対策による二次災害防止	震-152
第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置	震-154
復旧対策	震-161
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	震-161
<b>第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保</b>	<b>震-163</b>
本章における対策の基本的考え方	震-163
対策の全体像	震-164
予防対策	震-166
第1節 道路等の整備	震-166
第2節 鉄道施設の取り組み	震-169
第3節 緊急輸送ネットワークの整備	震-169
第4節 ライフライン施設の安全化	震-171
応急対策	震-179
第1節 道路・橋りょう	震-181
第2節 鉄道施設等	震-190
第3節 河川及び内水排除施設	震-191
第4節 水道施設	震-192
第5節 下水道施設	震-194
第6節 電気・ガス・通信等	震-194
復旧対策	震-199
第1節 道路・橋りょう	震-199
第2節 鉄道施設及び地域公共交通等	震-200
第3節 河川及び内水排除施設	震-200
第4節 水道施設	震-200
第5節 下水道施設	震-201
第6節 電気・ガス・通信等	震-201
<b>第4章 自治と連携による応急対応力の強化</b>	<b>震-204</b>
本章における対策の基本的考え方	震-204
対策の全体像	震-205
予防対策	震-207
第1節 初動対応体制の整備	震-207
第2節 市・事業所等の業務継続計画（BCP）の策定	震-210
第3節 救助・救急活動等の体制強化	震-211
第4節 応援協力・連携体制の強化	震-214
第5節 災害時活動拠点等の整備	震-219

応急対策	震-228
第1節 初動態勢	震-229
第2節 消火・救助・救急活動	震-229
第3節 応援協力・派遣要請	震-234
第4節 災害時活動拠点の調整	震-243
<b>第5章 情報通信の確保</b>	<b>震-244</b>
本章における対策の基本的考え方	震-244
対策の全体像	震-246
予防対策	震-248
第1節 防災機関相互の情報収集・連携体制の整備	震-248
第2節 市民への情報提供体制の整備	震-251
第3節 市民相互の情報連絡の環境整備	震-256
<b>応急対策</b>	<b>震-257</b>
第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	震-257
第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	震-268
第3節 広報体制	震-273
第4節 広聴体制	震-279
第5節 住民相互の情報連絡等	震-280
<b>第6章 医療救護等対策</b>	<b>震-281</b>
本章における対策の基本的考え方	震-281
対策の全体像	震-282
予防対策	震-284
第1節 初動医療体制等の整備	震-284
第2節 医薬品・医療資器材の備蓄・調達	震-295
第3節 医療施設の基盤整備	震-296
第4節 遺体の取扱い	震-297
<b>応急対策</b>	<b>震-299</b>
第1節 初動医療体制等	震-300
第2節 医薬品・医療資器材の確保	震-321
第3節 医療施設の確保	震-326
第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	震-326
<b>復旧対策</b>	<b>震-332</b>
第1節 防疫	震-332
第2節 火葬	震-334
<b>第7章 帰宅困難者対策</b>	<b>震-337</b>
本章における対策の基本的考え方	震-337
対策の全体像	震-338
予防対策	震-341
第1節 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	震-341
第2節 帰宅困難者への情報提供体制の整備	震-348
第3節 一時滞在施設の確保	震-349
第4節 帰宅支援体制の整備	震-352
第5節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護	震-354
<b>応急対策</b>	<b>震-355</b>
第1節 駅周辺での混乱防止	震-356
第2節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護	震-360
第3節 事業所等における帰宅困難者対策	震-361
<b>復旧対策</b>	<b>震-362</b>
第1節 代替輸送手段の確保	震-362
第2節 徒歩帰宅者の支援	震-364

<b>第8章 避難者対策</b>	震-366
本章における対策の基本的考え方	震-366
対策の全体像	震-367
予防対策	震-369
第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）	震-369
第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化	震-376
第3節 避難所等の管理運営体制の整備	震-387
第4節 車中泊	震-393
<b>応急対策</b>	震-395
第1節 避難誘導	震-395
第2節 避難所等の開設・運営	震-406
第3節 車中泊	震-414
第4節 災害時におけるペット対策	震-414
第5節 被災者の他地区への移送	震-416
<b>第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進</b>	震-418
本章における対策の基本的考え方	震-418
対策の全体像	震-419
予防対策	震-421
第1節 食料及び生活必需品等の確保	震-422
第2節 飲料水等の供給	震-427
第3節 備蓄倉庫の整備	震-433
第4節 輸送体制の整備	震-437
第5節 輸送車両等の確保	震-437
第6節 燃料の確保	震-438
<b>応急対策</b>	震-439
第1節 備蓄物資の供給	震-440
第2節 飲料水等の供給	震-443
第3節 調達による物資の確保	震-445
第4節 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分	震-446
第5節 義援物資の取扱い	震-447
第6節 輸送車両の確保	震-448
第7節 車両燃料の確保	震-448
<b>復旧対策</b>	震-449
第1節 多様なニーズへの対応	震-449
第2節 炊き出し	震-449
第3節 水の安全確保	震-450
第4節 避難所等への物資の輸送	震-450
<b>第10章 放射性物質対策</b>	震-451
本章における対策の基本的考え方	震-451
対策の全体像	震-452
予防対策	震-454
第1節 情報連絡体制の整備	震-454
第2節 市民の不安払拭・安全確保のための対策	震-454
第3節 放射線等使用施設の安全化	震-458
<b>応急対策</b>	震-460
第1節 情報連絡態勢	震-460
第2節 空間放射線量・放射性物質の測定	震-461
第3節 市民への情報提供等	震-462
第4節 放射線等使用施設の応急措置	震-462
第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策	震-463

復旧対策	震-465
第1節 保健医療活動	震-465
第2節 放射性物質への対応	震-465
第3節 風評被害への対応	震-466
<b>第11章 住民の生活の早期再建</b>	<b>震-467</b>
本章における対策の基本的考え方	震-467
対策の全体像	震-468
<b>予防対策</b>	<b>震-471</b>
第1節 生活再建のための事前準備	震-471
第2節 トイレの確保及びし尿処理	震-475
第3節 ごみ処理体制の構築	震-478
第4節 がれき処理体制の構築	震-479
第5節 災害救助法及び激甚災害法の適用にかかる報告体制の整備	震-479
<b>応急対策</b>	<b>震-480</b>
第1節 被災住宅の応急危険度判定	震-481
第2節 被災宅地の危険度判定	震-482
第3節 家屋被害状況調査等	震-483
第4節 罹災証明書の交付準備	震-483
第5節 義援金の募集・受付	震-485
第6節 トイレの確保及びし尿処理	震-485
第7節 ごみ処理	震-486
第8節 がれき処理	震-487
第9節 災害救助法の適用	震-488
第10節 激甚災害の指定	震-490
<b>復旧対策</b>	<b>震-492</b>
第1節 罹災証明書の交付	震-493
第2節 被災住宅の応急修理	震-494
第3節 応急仮設住宅等の供与	震-495
第4節 建設資材等の調達	震-497
第5節 生活相談	震-498
第6節 義援金の配分	震-498
第7節 被災者の生活再建資金援助等	震-501
第8節 職業のあっ旋	震-502
第9節 租税等の徴収猶予及び減免等	震-502
第10節 その他の生活確保	震-504
第11節 事業再開の支援	震-506
第12節 がれき処理の実施	震-506
第13節 災害救助法の運用等	震-506
第14節 災害時財務会計	震-508
<b>第4部 震災復興計画</b>	<b>震-511</b>
<b>第1章 復興の基本的考え方</b>	<b>震-512</b>
第1節 復興に関する基本方針	震-512
第2節 復興の全体像	震-513
<b>第2章 復興組織・体制の整備</b>	<b>震-514</b>
第1節 災害発生前	震-514
第2節 災害復興本部の設置	震-515

<b>第3章 震災復興計画の策定</b>	震-517
第1節 震災復興方針の策定	震-517
第2節 震災復興計画の策定	震-517
第3節 特定分野計画の策定	震-518
第4節 被災者総合相談所の設置	震-519

## 付編\_東海地震事前対策

<b>第1章 対策の方針</b>	東-1
第1節 東海地震事前対策の考え方	東-4
<b>第2章 市及び防災機関の役割</b>	東-6
<b>第3章 市民・事業所等のとるべき措置</b>	東-7
第1節 市民のとるべき措置	東-7
第2節 自主防災組織のとるべき措置	東-9
第3節 事業所のとるべき措置	東-10
<b>第4章 災害予防対策</b>	東-12
第1節 東海地震に備え整備する事業	東-12
第2節 広報及び教育	東-12
第3節 事業所に対する指導	東-14
第4節 防災訓練	東-16
<b>第5章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が 発せられるまでの対応</b>	東-17
第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	東-17
第2節 東海地震注意情報発表時の対応	東-20
第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	東-22
第4節 注意情報時の混乱防止措置	東-22
第5節 情報の発表を受けた時の対応措置	東-22
<b>第6章 警戒宣言時の応急活動体制</b>	東-25
第1節 活動態勢	東-25
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	東-27
第3節 消防、危険物等対策	東-33
第4節 救援・救護対策	東-36
第5節 警備、交通対策	東-36
第6節 公共輸送対策	東-38
第7節 学校、福祉施設、病院対策	東-40
第8節 高層建築物、劇場、集会施設等対策（不特定多数の者が集まる施設の対策）	東-43
第9節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策	東-45
第10節 生活物資対策	東-51
第11節 金融対策	東-52

# 風水害等編

## 第1部 総則 風-1

### 第1章 計画の方針 風-2

第1節 計画の目的及び前提 風-2

第2節 計画の構成 風-3

第3節 計画の習熟等 風-3

第4節 計画の修正 風-3

### 第2章 市の概況と災害 風-4

第1節 風水害の概況 風-4

## 第2部 災害予防計画 風-5

### 第1章 風水害予防対策 風-6

第1節 豪雨対策 風-6

第2節 暴風・竜巻対策 風-14

第3節 大雪対策 風-14

### 第2章 都市施設対策 風-15

第1節 ライフライン施設 風-15

第2節 道路及び交通施設等 風-16

### 第3章 応急活動拠点等の整備 風-17

### 第4章 地域防災力の向上 風-18

第1節 自助による市民の防災力の向上 風-18

第2節 地域による共助の推進 風-18

第3節 事業所による自助・共助の強化 風-19

第4節 市民・行政・事業所等の連携 風-19

### 第5章 ボランティア等との連携・協働 風-20

### 第6章 防災運動の推進 風-21

第1節 防災意識の啓発 風-21

第2節 防災訓練の充実 風-23

## 第3部 災害応急・復旧対策計画 風-24

### 第1章 初動態勢 風-25

第1節 職員の参集・配備 風-25

第2節 警戒態勢及び応急対策本部の設置 風-29

第3節 災害対策本部の設置 風-30

第4節 救助・救急対策 風-31

第5節 応援協力・派遣要請 風-31

第6節 防災機関の活動体制 風-31

### 第2章 情報の収集・伝達 風-32

第1節 情報連絡体制 風-32

第2節 災害予警報等の伝達 風-32

第3節 被害状況等の報告体制 風-32

第4節 災害時の広報及び広聴活動 風-32

### 第3章 水防対策 風-33

第1節 水防情報 風-33

第2節 応急対策活動 風-36

<b>第4章 警備・交通規制</b>	風-41
第1節 警備活動	風-41
第2節 交通規制	風-41
<b>第5章 医療救護・保健等対策</b>	風-42
第1節 初動医療体制	風-42
第2節 保健衛生、防疫体制	風-42
第3節 医薬品・医療資器材の供給	風-42
第4節 医療施設の確保	風-42
第5節 遺体の取扱い	風-42
<b>第6章 避難者対策</b>	風-43
第1節 避難体制の整備	風-43
第2節 避難指示等の判断・伝達	風-45
第3節 避難誘導	風-49
第4節 避難所の指定、開設・管理運営	風-51
第5節 被災者の他地区への移送	風-51
第6節 要配慮者の安全確保	風-52
第7節 広域避難	風-54
<b>第7章 物流・備蓄・輸送対策</b>	風-56
第1節 飲料水の供給	風-56
第2節 食料・生活必需品等の供給	風-56
第3節 備蓄・調達物資の輸送	風-56
第4節 輸送車両等の確保	風-56
<b>第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理</b>	風-57
第1節 ごみ処理	風-57
第2節 トイレの確保及びし尿処理	風-57
第3節 障害物の除去	風-57
第4節 災害廃棄物処理	風-58
<b>第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策</b>	風-59
第1節 水道施設	風-59
第2節 下水道施設	風-59
第3節 電気施設	風-59
第4節 ガス施設等	風-59
第5節 通信施設	風-59
<b>第10章 公共施設等の応急・復旧対策</b>	風-60
第1節 公共土木施設等	風-60
第2節 鉄道施設	風-60
第3節 社会公共施設等	風-60
<b>第11章 応急生活対策</b>	風-61
第1節 被災宅地の危険度判定	風-61
第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付	風-61
第3節 被災住宅の応急修理	風-61
第4節 応急仮設住宅の供給	風-61
第5節 建設資材等の調達	風-61
第6節 被災者の生活確保	風-62
第7節 義援金の取扱い	風-62
<b>第12章 災害救助法の適用</b>	風-63
第1節 災害救助法の適用	風-63
第2節 救助実施体制の整備	風-63
第3節 災害報告及び救助実施状況の報告	風-63



第13章 激甚災害の指定	風-64
第1節 激甚災害制度	風-64
第2節 激甚災害に関する調査報告	風-64
第3節 特別財政援助等の申請手続等	風-64

## 火山噴火降灰編

第1部 総則	火-1
--------	-----

第1章 計画の方針	火-2
第1節 計画の目的及び前提	火-2
第2節 計画の構成	火-2
第3節 計画の習熟等	火-3
第4節 計画の修正	火-3

第2部 富士山噴火降灰対策	火-4
---------------	-----

第1章 総則	火-5
第1節 富士山の現況等	火-5

第2章 災害予防計画	火-12
第1節 各防災機関の予防業務及び役割	火-12
第2節 火山観測	火-13
第3節 訓練及び防災知識の普及	火-14
第4節 市民等の防災行動力の向上	火-14

第3章 災害応急・復旧対策計画	火-16
第1節 応急活動体制	火-16
第2節 情報の収集及び伝達	火-16
第3節 応援協力・派遣要請	火-19
第4節 警備・交通規制	火-19
第5節 避難等	火-19
第6節 救援・救護	火-20
第7節 交通機関の応急・復旧対策	火-20
第8節 ライフライン等の応急・復旧対策	火-20
第9節 宅地等の降灰対策	火-20
第10節 火山灰の収集及び処分	火-21

## 大規模事故対策編

第1部 総則	大-1
--------	-----

第1章 計画の方針	大-2
第1節 計画の目的及び前提	大-2
第2節 計画の構成	大-3
第3節 計画の習熟	大-3
第4節 計画の修正	大-3

<b>第2章 活動体制</b>	大-4
第1節 市の活動体制	大-4
第2節 現地連絡調整所の設置	大-4
第3節 情報連絡体制	大-6
<b>第2部 事故災害対策計画</b>	大-8
<b>第1章 航空機事故</b>	大-9
第1節 応急対策	大-9
<b>第2章 鉄道事故</b>	大-10
第1節 予防対策	大-10
第2節 応急対策	大-11
<b>第3章 道路・トンネル災害</b>	大-12
第1節 予防対策	大-12
第2節 応急対策	大-12
<b>第4章 ガス事故・地下街、地下工事事故</b>	大-14
第1節 予防対策	大-14
第2節 応急対策	大-20
<b>第5章 大規模停電事故</b>	大-22
第1節 予防対策	大-22
第2節 応急対策	大-22
<b>第6章 大規模断水・水質汚濁</b>	大-24
第1節 応急対策	大-24
<b>第7章 NBC災害</b>	大-26
第1節 予防対策	大-26
第2節 応急対策	大-26
<b>第8章 危険物等災害</b>	大-27
第1節 予防対策	大-27
第2節 応急対策	大-28
<b>第9章 大規模な火災</b>	大-35
第1節 予防対策	大-35
第2節 応急活動	大-38